

那須塩原市建設工事週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那須塩原市において将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を目的とし、必要な建設業の中長期的な担い手の確保及び育成並びに受注者の職場環境の改善を図る取組として、工事現場における週休2日制の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(週休2日制)

第2条 週休2日制とは、対象となる工事及び期間で、受注者が4週8休以上の現場の閉所を行ったと認められるものをいい、「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」のいずれかをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制の対象となる工事は、次に掲げる工事を除き、全ての工事を対象とする。なお、対象工事は、入札公告、指名通知書及び設計図書において週休2日制の対象であることを明示するものとする。

- (1) 工期が1か月未満の工事
- (2) 緊急対応が必要な工事
- (3) 設計金額が200万円以下の工事

2 対象工事の発注方式は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者指定方式

発注者が週休2日制の取得を指定したもの

- (2) 受注者希望方式

受注者が週休2日制の取得を希望し、発注者が承諾したもの

(対象期間)

第4条 週休2日制工事の対象となる期間は、契約に基づく工期内で現場着手日から工事完成日までの期間とし、次に掲げる期間を除いたものとする。

- (1) 年末年始休暇期間（6日間）
- (2) 夏季休暇期間（3日間）
- (3) 現場での施工を実施しておらず、工場で製作のみを実施している期間
- (4) 那須塩原市建設工事請負契約書に規定する工事の中止期間

(5) 発注者が設計図書等により、あらかじめ対象外とする期間

(6) 受注者の責によらず現場閉所ができない期間

2 受注者は、現場に着手する前に、現場着手届（様式第1号）により、発注者に通知するものとする。

（現場閉所）

第5条 現場の閉所とは、現場に設置する事務所内での事務作業等を行わず、1日を通して現場及び現場事務所を閉鎖した状態をいう。この場合において、巡回パトロール及び現場環境保全のための管理上最低限な点検は、実施してよいものであり、現場の閉所に含めることができる。

2 現場閉所の評価は、次に掲げる事項によるものとする。なお、現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数の割合によるものとする。

(1) 完全週休2日

対象期間内の全ての土曜日及び日曜日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、28.5%（8日／28日）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（発注者指定方式の実施手続）

第6条 受注者は、第3条第2項第1号に規定する発注者指定方式を受注した場合、当該工事の契約日から那須塩原市の休日を定める条例（平成17年那須塩原市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く、10日以内に休日取得計画書（様式第2号）を発注者に通知するものとする。

（受注者希望方式の実施手続）

第7条 受注者は、第3条第2項第2号に規定する受注者希望方式を受注した場

合、当該工事の契約日から市の休日を除く、10日以内に週休2日制の実施に係る希望届（様式第3号）を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、市の休日を除く、前項に規定する届出を受理した日から5日以内に週休2日制の実施に係る承諾書（様式第4号）を受注者に対し、通知するものとする。

3 受注者は、前項で規定する承諾書を受理した日から市の休日を除く、10日以内に休日取得計画書（様式第2号）を発注者に通知するものとする。

（実施手続の変更）

第8条 受注者は、降雨や降雪等の自然的な事象又はその他のやむを得ない事情により、休日取得計画書（様式第2号）を変更する場合は、電子メール等により発注者の承諾を受けるものとする。この場合において、月1回以上、休日取得変更計画書（様式第5号）を発注者に提出するものとする。

（履行実績の報告）

第9条 受注者は、月1回以上、履行について休日取得実績書（様式第6号）を発注者に報告するものとする。

2 受注者は、週休2日制の履行実績について休日取得実績書（様式第6号）を工事完成日から市の休日を除く、7日前までに発注者の確認を受けるものとし、工事完成日に当該実績書を発注者に提出するものとする。

（発注者の配慮）

第10条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等は、行わないものとする。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。
- (3) 受注者の責によらない次に掲げる理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者間の協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

（経費の補正）

第11条 経費の補正は、休日取得実績書（様式第6号）から確認できる発注方式

ごとの現場閉所の履行実績に応じ、次に掲げる事項により補正を行うものとする。

(1) 土木工事の場合

ア 土木工事

・市場単価方式及び土木工事標準単価方式における経費の補正は、現場閉所または休日取得の履行実績に応じ、別表１・２・３に示すとりの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

・見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

(ア) 発注者指定型

現場閉所による週休２日制工事

現場閉所の状況	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休２日	1.02	1.02	1.03
月単位週休２日	1.02	1.01	1.02

(イ) 受注者希望型

現場閉所による週休２日制工事

現場閉所の状況	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休２日	1.02	1.02	1.03
月単位週休２日	1.02	1.01	1.02

※１ 現場閉所または休日取得の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

※２ 労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価表Ⅱ労務（49種）及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

イ 土地改良工事

栃木県が別に定める栃木県農政部週休２日制工事実施要領で規定する補正係数を乗じて補正する。

ウ 治山林道工事

栃木県が別に定める栃木県環境森林部週休２日制工事実施要領で規定する補正係数を乗じて補正する。

エ その他の土木工事

ア 土木工事と同様の補正を行うものとする。

(2) 営繕工事の場合

栃木県が別に定める栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事実施要領で規定する補正係数を乗じて補正する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、発注者との協議による。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月10日から施行する。

(別表 1)

市場単価方式における経費補正係数（現場閉所による週休 2 日制工事）

名称	区分	補正係数	
		月単位週休 2 日	完全週休 2 日
鉄筋工		1.02	
ガス圧接工		1.01	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	
	撤去	1.02	
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	
	撤去	1.02	
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	
道路標識設置工	設置	1.00	
	撤去・移設	1.01	
道路付属物設置工	設置	1.01	
	撤去	1.02	
法面工		1.01	
吹付砕工		1.01	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	
道路植栽工		1.02	
公園植栽工		1.02	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルーピング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	

※ 現場閉所の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

(別表2)

市場単価方式における経費補正係数（現場閉所による週休2日制工事）（下水道工事関係）

名称	規格・仕様	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	
砂基礎工	人力施工	1.02	
	機械施工	1.02	
碎石基礎工	人力施工	1.02	
	機械施工	1.02	
組立マンホール設置工		1.01	
小型マンホール工		1.00	
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	
	取付管布設及び支管取付工	1.01	

※ 現場閉所の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。

(別表3)

土木工事標準単価方式における経費補正係数（現場閉所による週休2日制工事）

名称	規格・仕様	補正係数	
		月単位週休2日	完全週休2日
区画線工		1.02	
高視認性区画線工		1.02	
橋梁塗装工		1.01	
構造物とりこわし工	機械	1.01	
	人力	1.02	
コンクリートブロック積工		1.02	
排水構造物工		1.02	
鋼製排水溝設置工		1.02	
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	
	高所作業車	1.01	
表面含浸工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	
	高所作業車	1.02	
防草シート設置工		1.01	
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	
	高所作業車	1.01	
塗膜除去工		1.02	
バキュームブラスト工		1.01	
道路反射鏡設置工	設置	1.00	
	撤去	1.02	
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.02	

機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マッ ト工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル 管）設置工		1.02
フレア溶接工		1.02
H型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

※ 現場閉所の実績に応じて補正分を増額して契約変更する。